

令和8年度広報いちのへ印刷製本業務に係る入札説明書

一戸町

1 入札参加資格

- (1) 岩手県内に主たる営業所を有する者で、過去2箇年の間に国又は地方公共団体が発行する広報紙の納入実績がある者。
- (2) 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 政令第167条の4第2項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
 - エ 町税の滞納が無いこと。

2 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和8年4月10日（金）の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下同じ。）
 - イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先
 - ウ 提出方法 書面（任意様式）は持参によるものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)への回答は、入札日前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 仕様書の閲覧

町ホームページに掲載

4 契約成立要件

落札者の決定後、この入札に付する委託に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

5 「入札に関する条件」及び「注意事項」

- (1) 名称 令和8年度広報いちのへ印刷製本業務【単価契約】

- (2) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

納入期間：令和8年4月28日から令和9年3月31日まで

- (3) 仕様 別紙「令和8年度広報いちのへ印刷製本業務仕様書」のとおり

- (4) 納入場所 一戸町役場（岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

（日時）令和8年4月15日（水）午前13時30分開始

（場所）一戸町役場2階特別会議室（岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9）

- (6) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問は、令和8年4月3日（金）午後5時までに、6(2)の部局に電子メールにて提出して下さい。電話による問い合わせは受け付けません。

送信後、質問書を送信した旨を6(2)の部局まで電話連絡願います。

なお、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

回答については、随時ホームページ上に掲載します。

- (7) 入札書の記載方法

ア 入札書は別紙様式を使用すること。

イ 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りす。

ウ 入札書には「広報いちのへ」及び「広報いちのへお知らせ版」それぞれの1ページあたりの契約希望単価及び年間の契約希望金額【（「広報いちのへ」の契約希望単価×20ページ×4,920部×11箇月）＋（「広報いちのへお知らせ版」の契約希望単価×2ページ×4,580部×11箇月）】を記載すること。また、当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数第2位までとすること。いずれも、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

エ 入札金額は訂正することができません。

オ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

カ 入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要です。入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。また、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、件名を記入し提出して下さい。

- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は「一戸町長小野寺美登」宛として下さい。
- ・郵送による入札は認めません。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(9) 契約保証金

ア 契約締結時に契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付して下さい。

イ 次の場合で事前に町の承認を受けたときは契約保証金の納付が免除されます。

- ・町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ・開札日の前日から前々年度までの間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を提出しない代理人のした入札
- エ 記名押印をしていない入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- キ 同一入札に2通以上の入札をした者の入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一案件の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- コ 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定

ア 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低入札額が予定価格を超えた場合、「落札者なし」となり、再度入札を行う。入札の回数は3回を限度とする。

イ 落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の

価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(12) 入札の不参加

ア 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。

イ ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次の(i)又は(ii)に掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。

(i) 入札執行前には、入札不参加願(様式任意)に詳細な理由を明記して契約担当課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達したものに限り)すること。

(ii) 入札執行中には、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を提出すること。

(iii) (ii)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(13) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(14) 契約締結の留意事項

ア 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札説明書4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

イ 契約には、委託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

6 その他

(1) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも町民の信頼を失うことのないよう努めて下さい。

(2) 当該契約事務に関する担当部局

名称：一戸町政策企画課

住所：〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

電話：0195-33-4851 内線1212

ファックス：0195-33-3770

電子メール：machi@town.ichinohe.iwate.jp

(3) 入札参加資格を得るための申請方法等

- この入札に参加するためには、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付し、上記6(2)に掲げる場所に持参して下さい。
- 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和8年4月6日(月)までの間(町の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までです。